

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

「横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例」の制定について

【お問い合わせ先】

都市部建築指導課

電話 046-822-8319（直通）

環境政策部環境管理課

電話 046-822-9662（直通）

横 須 賀 市



YOKOSUKA CITY
SINCE 1907



横須賀が好き!

「横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例の制定
について」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集期間

平成29年(2017年)10月2日(月)から10月31日(火)まで

2 意見の提出者数と意見件数

提出者数 5人 意見件数 36件

3 提出方法の内訳

直接持ち込み 2人 ファクシミリ 1人
電子メール 2人

4 提出された意見の概要及び市の考え方

(1) 条例名称

	意見の概要	件数	市の考え方
1	条例名に「アスベスト」もしくは、「石綿」の文言を入れたらどうか。	1件	条例制定の動機が、建築物の解体に伴う紛争を未然に防止しようとするもので、「アスベスト」もしくは、「石綿」に特化するものではないため、条例名にこれらの文言を入れることはなじまないと考えています。

(2) 対象とする事業

	意見の概要	件数	市の考え方
1	建築物の解体については、開発区域内の建築物の床面積の合計が80㎡以上とすること。	1件	解体等工事の配慮事項と非飛散性アスベストの除去に関する規定（以下配慮事項等の規定とする。）以外の、届出その他の規定については、現行法令（建築工事に係る資材の再資源化等に係る法律（建設リサイクル法）、大気汚染防止法）にて届出義務があるものを対象としますが、配慮事項等の規定は、ご意見により、規模の大小に係らず適用するものとします。
2	規模の大小に係わらず、粉塵等有害物質を含む建築物等の改修・補修工事も対象にすること。	1件	
3	規模の大小に係わらず、アスベスト含有建材を含む建築物等の改修・補修工事も対象にすること。	2件	

(3) アスベストに関すること

	意見の概要	件数	市の考え方
1	解体等工事計画届出書と共に、アスベスト調査報告書を提出するよう条例に明記すること。	2件	届出書類の中にアスベスト調査に関する記載を規則等で設けることを検討します。
2	飛散性アスベストに関する規定は、配慮事項ではなく、義務事項として別途条項を設けること。	4件	ご意見のとおり、条文を変更することを検討します。
3	飛散性アスベストが使用されている建築物の解体工事は、アスベスト粉塵濃度測定を義務付け、粉塵濃度による管理を行うこと。また、濃度結果を近隣住民に掲示して知らせること。	2件	ご意見のとおり、飛散性アスベストの除去等の工事について、大気中のアスベスト濃度測定を規定する条文を追加します。 その他のご意見については、今後の指導の参考とさせていただきます。

	意見の概要	件数	市の考え方
4	市は、飛散性アスベスト除去終了後の完了検査を行うこと。また、濃度結果を近隣住民に掲示して知らせること。	2件	ご意見については、今後の指導の参考とさせていただきます。
5	工事施工者に対して、アスベスト成型板等が使用されている部位の調査結果の届出を義務付けること。	2件	届出書類の中にアスベスト調査に関する記載を規則等で設けることを検討します。
6	住民への説明は、環境省の策定した「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を参考にし行うこと。	1件	参考として、事業者へ情報提供することにとどめ、条例で規定することは考えていません。
7	石綿含有建材の調査には、建築物石綿含有建材調査者を活用することを、条例に明記すること。	1件	有資格者数の現状から、条例化にはなじまないと考えています。

(4) 標識について

	意見の概要	件数	市の考え方
1	標識設置を当該工事が終了するまでと、終了期間を明示すること。	1件	標識は解体等工事が終了するまで掲示することとし、条文に明記することを検討します。

(5) 解体等事業の説明について

	意見の概要	件数	市の考え方
1	工業地域・工業専用地域以外で、近隣住民に直接説明する対象にS造のものも加えること。	1件	S造のものは、要望があれば、近隣住民に直接説明しなければならないとしています。

	意見の概要	件数	市の考え方
2	努力義務としての説明対象者に、周辺の学校、保育園、幼稚園等施設利用者を加えること。	2件	周辺の学校、保育園、幼稚園等施設利用者は、その他住民に属しており、努力義務としての説明対象者としています。

(6) 解体等工事の配慮事項について

	意見の概要	件数	市の考え方
1	解体工事用の建設機械を使用する場合に、「排出ガスが自動車の公害排出基準以下のものの使用」及び、「始業点検及び整備を行い、点検責任者名を記入した点検表を備えること。」を加えること。	1件	条例では、工事施工者に対して配慮の方向性を示すものであるため、原案どおりとさせていただきます。ご意見は、具体的な配慮方法として指導の参考にさせていただきます。
2	仮囲い、防音・防塵の養生シートは、原則として設けるものとする。	1件	ご意見のとおり、条文を変更することを検討します。
3	工事関係車両が出入りする際は、通行人・車椅子等の安全確保を図るため、誘導員・監視員を配置すること。	1件	ご意見を参考に、解体等工事の際の安全が確保されるよう、条文の検討をいたします。
4	高所工事の場合は、地上とは別に高所の誘導員・監視員を配置すること。	1件	

	意見の概要	件数	市の考え方
5	その他、近隣住民等への説明に対して出された意見があり、近隣住民の生活に著しい影響を与えると想定される場合は、さらに追加の防音シート・防音パネル等の設置やその対策を立てるとともに、月間工程表又は週間工程表を作成し工事予定・作業内容・時間を詳細に説明するものとする。	1件	条例では、工事施工者に対して配慮の方向性を示すものであるため、原案どおりとさせていただきます。ご意見は、具体的な配慮方法として指導の参考にさせていただきます。
6	作業終了後は、毎日周囲の道路のゴミの清掃及び汚れを取り除く。泥等は水、油等はスチーム等を適切に使用して清掃し、道路への流失を防ぐ措置を講ずるものとする。	1件	条例には、馴染まない項目なので、規則等に明記することを検討します。
7	工事関係車両は、待機・停止中は、原則として原動機を停止させ、騒音・排気ガスの低減に努めること。	1件	条例では、工事施工者に対して配慮の方向性を示すためのものであるため、原案どおりとさせていただきます。ご意見は具体的な配慮方法として指導の参考にさせていただきます。

(7) 立入調査について

	意見の概要	件数	市の考え方
1	市長は、この条例の施行に必要な限度において、立入調査出来る場所に、工事施工者事務所を加えること。	2件	ご意見のとおり、条文を変更することを検討します。

(8) その他

	意見の概要	件数	市の考え方
1	解体工事に関する届出履歴の保存期間はどれくらいか。	1件	5年とするよう検討しております。
2	飛散性アスベスト撤去に関する条例を早急に制定すること。	1件	飛散性アスベストに関する事項は本条例に規定しております。
3	「浦郷改良アパート アスベスト撤去工事」の実態を詳細に調査して、同様のことを繰り返さないこと。	1件	「浦郷改良アパート アスベスト撤去工事」は法令に則り適切に執行されております。
4	アスベストに関する一切の事項に関して、有識者・専門家・医師で構成される「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」との綿密な協力や連携のもとに、条例の制定も含めて推進すること。	1件	要望事項として受け止めさせていただきます。